

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省安全衛生部化学物質対策課長

石綿等が使用されている建築物等の解体等の事業場等の把握の促進について

石綿ばく露防止対策の促進のためには、自治体等関係団体との連携を密にし、石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る関係法令に基づく届出の情報を把握していく必要がある。

平成 17 年 7 月 28 日基発第 0728008 号「石綿ばく露防止対策の推進について」第 2 の 1 により「地方公共団体には、対象事業場に係る各種の届出が行われることとされていることから、地方公共団体の各担当部署との連携を密にすること。」とされているところである。

今般、これら取組を一層促進するため、関係省庁担当部局と連携し、別添のとおり全国の好事例を集め、それぞれの担当部局から都道府県の関係部局に通知の上、当該事例をすることによるさらなる情報共有の促進をお願いすることとした。

については、別添事例を参考に、都道府県等に設置しているアスベスト対策の関係機関の連絡会議等を活用して、関係部署と連携を密に図り、情報共有を促進されたい。

なお、関係部署との協議に当たっては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 8 条第 2 項第 3 号に掲げる「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は事務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」は、行政機関の長は、利用目的以外の目的のために個人情報を提供することができることも踏まえ、都道府県等と必要な調整を行うこと。

併せて、関係省庁担当部局と合同で別添パンフレットを作成したので、窓口等で配布し、届出の履行義務確保を図られたい。

関係法令に基づく届出情報の共有に関する好事例

○建設リサイクル法に基づく届出書に関する情報の共有に関する協定・依頼文書等について

参考事例 1：札幌市建設工事における資材の再資源化等に関する指導要綱（札幌市）

参考事例 2：建設リサイクル法の届出情報の利用協議について（申請）（仙台市）

参考事例 3：建設リサイクル法第 10 条に基づく届出書に関する情報の提供について（依頼）（福島県）

参考事例 4：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出の情報提供について（依頼）（群馬県）

参考事例 5：データ利用承認申請書（神戸市）

参考事例 6：建設リサイクル法に基づく情報の提供について（依頼）（香川県）

参考事例 7：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律・大気汚染防止法に基づく届出に関する情報提供について（依頼）（新潟労働局）

○労働安全衛生法に基づく届出書に関する情報の共有に関する協定・依頼文書等について

参考事例 8：滋賀県における建築物解体等に係る石綿の飛散防止・ばく露防止に関する協定（滋賀県）

参考事例 9：岡山労働基準監督署と岡山市による石綿除去工事等に係る対応指針（岡山市）

参考事例 10：徳島県における石綿含有建材を有する建築物解体等工事に係る連携実施要領（徳島県）

○建設リサイクル法に基づく届出を受理する際の石綿の使用状況等の確認について

参考事例 11：分別解体等の計画等（埼玉県）

（石綿の有無及び関係法令の届出状況について明記させることとした届出様式）

参考事例 12：特定建設作業実施届確認表（明石市）

（届出を受理する際の石綿の有無及び関係法令の届出状況についてのチェックリスト）

札幌市建設工事における資材の再資源化等に関する指導要綱

平成14年5月30日 環境局長決裁

平成18年8月31日 一部改正

平成23年6月29日 一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「法」という。）第16条の規定に基づき行われる再資源化等に関し、発注者等が札幌市長に提出する法第10条の規定に基づく届出書とともに「再資源化等に関する計画書」を提出することにより、建設工事で発生する建設資材廃棄物の適正な再資源化及び有害な廃棄物の把握と適正な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、特に定めるものを除き、法の例による。

(対象建設工事)

第3条 この要綱は、法第9条第1項に定める対象建設工事に関し適用する。

(再資源化等に関する計画書)

第4条 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、法第10条の規定に基づく法様式第1号の届出書を札幌市長に提出する場合は、再資源化等に関する計画書及び有害廃棄物に関する調査状況等に関する書面（別表4）を添付し提出するものとする。

(有害物質に関する指導の実施)

第5条 関係課は、再資源化等の計画書を受け、次の各号のとおり指導を実施するものとする。

- 一 環境対策課は、届出書をアスベストに関する過去の調査結果と照合し、当該建築物等にアスベストの使用が疑われる場合には、立入調査を実施するなど必要な指導を行う。
- 二 事業廃棄物課は、建築物の建築年代、使用目的などから、ポリ塩化ビフェニル廃棄物などの特別管理産業廃棄物の排出が予想される場合にあっては、立入調査を実施するなど必要な指導を行う。

附則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

(旧様式による届出に係る経過措置)

- 2 要綱施行後の旧様式による届出については、平成23年9月30日までは受理するものとする。ただし、旧様式による届出がなされた場合には、届出窓口において新様式を交付するとともに、次回から新様式を使用するよう指導するものとする。

(5)

H24 環環対第 359 号

平成 24 年 5 月 11 日

都市整備局住環境部建築指導課長 様

環境局環境部環境対策課長

建設リサイクル法の届出情報の利用協議について（申請）

宮城県では平成 21 年度より民間アスベスト総合対策事業を実施しており、その中で、届出等
がなされない違法な解体工事を把握するため、建築物の解体等の現場について、県及び労働安全
衛生法等を所管する労働基準監督署と関係機関が連携してパトロールを実施しております。

本市においても、県と協調し同様のパトロールを平成 22 年 4 月より実施しており、本年度も
引き続き、事前に建築物の解体予定等を把握する必要があります。

つきましては、環境対策課の庁内 LAN 端末からの建設リサイクル法の届出情報の取得、及び
その中でパトロール対象として適当と判断された案件に係る建設リサイクル法の届出書類の写し
の提供について、次により利用の協議を申請します。

1 申請文書 別紙行政情報利用協議書

2 添付文書 パトロール実施フロー

仙台市アスベスト解体工事パトロール実施要領

担当 大気係 山田

内線 735-3343

(5)

行政情報利用協議書

平成24年5月11日

都市整備局住環境部建築指導課長 様

(情報管理者) 環境局環境部環境対策課
課長 早坂 昇

次のとおり行政情報の利用を申請します。

事務名

アスベスト解体工事パトロール (民間アスベスト総合対策事業: 労働基準監督署及び宮城県との共同事業)

利用目的

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の基づく届出情報から解体工事を行う建築物の情報を得るため。

利用理由 (予想される効果も含む)

アスベスト含有建材使用の確率が高い立入先を選定しパトロールを効果的なものとするため。

根拠法令等

大気汚染防止法

労働安全衛生法

ファイルの名称及び利用項目

各区建設リサイクル台帳 (電子情報)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の基づく届出書

利用条件 (利用件数)

建設リサイクル台帳については、環境対策課の担当者 (黒田秀秋: 4780055, 山田耕司: 1980775) に読み取りの権限を付与することによる。

閲覧によりピックアップした工事については、各区街並形成課に上記届出書の写しの提供を依頼する。

利用期間

承認日より平成25年3月31日まで

その他

立入調査説明フロー別添

次の条件により行政情報の利用を承認します。

平成24年 5月 15日

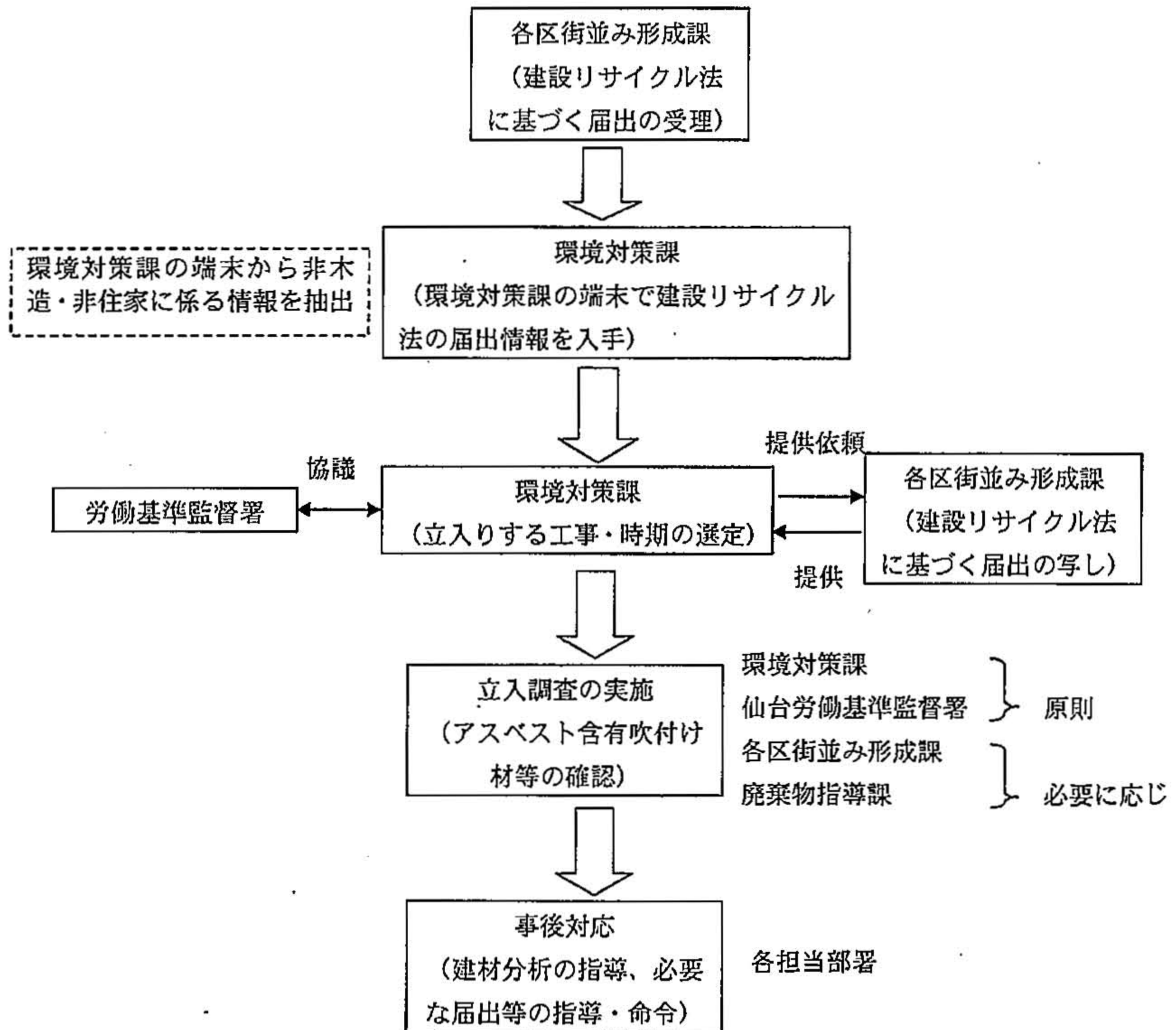
都市整備局 住環境部 建築指導課

課 長	係 長	担 当
		

条 件

利用目的以外に使用しないこと。

パトロール(立入調査)実施フロー



仙台市アスベスト解体工事パトロール実施要領

(平成 24 年 5 月 14 日 環境対策課長決裁)

1 目的

建築物解体時のアスベストに対する市民の不安を解消するため、大気汚染防止法、労働安全衛生法にかかる届出がなく、適切な飛散防止措置の取られていない「違法解体工事」の実態を把握するため、関係機関が連携したパトロールを実施する。

2 関係機関

(1)大気汚染防止法関係	環境対策課
(2)労働安全衛生法関係	仙台労働基準監督署
(3)建設工事に係る資材の再資源化に関する法律関係	建築指導課、各区街並み形成課
(4)廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係	廃棄物指導課

3 パトロールの期間

平成 24 年 5 月から平成 25 年 3 月まで

4 パトロールの具体的な方法

建設リサイクル法の届出から、吹付け石綿または吹付けロックウール（以下「吹付けロックウール等」という。）を使用している確率が高く、大気汚染防止法の届出がされていないものを抽出し、関係機関が連携してパトロールを実施する。

(1)パトロール対象工事の選定

イ 建設リサイクル法の届出情報の収集

建設リサイクル法第 10 条第 1 項の規定に基づく届出の情報について、関係課（建築指導課、各区街並み形成課）と行政情報利用協議を行い、その一部が入力された建設リサイクル台帳を、庁内 LAN 端末を通して環境対策課の端末より閲覧を行い、吹付けロックウール等を使用している確率が高いものを抽出する。抽出した工事について該当する区街並み形成課に届出書の関係事項に関するより詳細な届出情報の写しをもらう。

- ・ 吹付けロックウール等を使用している確率の高いものとは、原則として非木造、非住家とする。対象件数が多い場合は S 造、RC 造のみを抽出するものとする。
- ・ FAX 等により、届出書（様式第 1 号）及び別表 1 の提供を受ける。

ロ 大気汚染防止法の届出状況確認及び日程調整

環境対策課は、送付された対象工事の中から、大気汚染防止法の届出のないものから工事着手の時期にあわせて数件を抽出し、パトロールを実施するため関係機関と日程を調整する。

- ・ 原則として解体工事の着手前のパトロールとする。（解体工事中であった場合は、防護具に

よる防護をするなど、安全に十分留意して行う。)

- ・ 環境対策課及び労働基準監督署が参加できる日程とし、各区街並み形成課及び廃棄物指導課は必要に応じ参加する。

ハ パトロールの実施及び指導

環境対策課及び関係機関が連携しパトロールを実施する。

(イ)調査の観点

- ・ アスベストの含有の事前調査を十分に実施しているか（図面・分析結果）。
- ・ 吹付けロックウール等のほか、断熱材、保温材、耐火被覆材等がないか。
- ・ その他の石綿含有形成板の取扱い状況はどうか。

(ロ)事前調査の実施状況の聞き取り

- ・ 設計図書調査、目視検査及び分析調査の実施状況が十分であることを確認する。

(ハ)対象建材の目視調査

- ・ 以下の使用場所の例のような場所の有無を聞き取りし、解体工事前の場合は、目視調査を実施し、対象建材の有無を確認する。

鉄骨造建築物：鉄骨の梁、柱、鉄板床、空調機械室、ボイラー室や昇降機の機械室等

鉄筋コンクリート造：空調機械室、ボイラー室や昇降機の機械室、駐車場の天井や壁等

(ニ)立入検査の根拠

- ・ 立入検査の根拠については、各々が所管する法令とする。
- ・ 大気汚染防止法では、アスベストの含有が不明確な作業現場に対する立入検査権限については消極的な解釈であることから、環境対策課は、アスベストの含有が確認されるまでは任意の調査であることに留意する。

(ホ)パトロール時の指導等

- ・ 事前調査の実施状況の聞き取り及び対象建材の目視調査等から、アスベストを含有する可能性がある建材があるかどうかを確認し、関係機関が各々所管する法律に基づき指導を行う。
- ・ アスベストを含有している建材の可能性があるが、含有量調査を実施していない場合は、建設リサイクル法に基づき、建設資材の分別のために吹付け石綿等の付着物の事前調査が義務付けられていることを説明し、労働基準監督署は分析調査の実施等の指導を行う。
- ・ アスベストを含有している建材であることが明白な場合は、環境対策課は大気汚染防止法に基づく届出及び作業基準の遵守を指導し、労働基準監督署は労働安全衛生法による指導を行う。
- ・ 指導に従わず、そのまま除去作業を開始した場合は、環境対策課は大気汚染防止法第 18 条の 18 の規定に基づく作業基準適合命令を発するものとし、また、命令を遵守しない場合は、刑事訴訟法に基づく告発を検討する。
- ・ 大気汚染防止法の規制対象でない「その他の成形板」がある場合には、環境対策課は労働基準監督署とともに、建築物の解体に係る石綿飛散防止対策マニュアルを参考に飛散防止の指導を行う。

2 4 環 共 第 3 7 4 号

平成 2 4 年 5 月 2 8 日

建築指導課長 様

水・大気環境課長

建設リサイクル法第 1 0 条に基づく届出書に関する情報の
提供について（依頼）

このことについて、平成 2 2 年 7 月 6 日付け 2 2 建第 8 6 4 号の建築指導課長通知により、建設リサイクル法第 1 0 条第 1 項に基づく届出においてアスベスト使用が確認される建築物等の情報を各建設事務所より各地方振興局県民環境部へ提供いただいているところですが、東日本大震災の影響により多くの建築物が損壊し、大気汚染防止法第 1 8 条の 1 5 に基づく特定粉じん排出等作業の実施届出が適正に行われずに建築物が解体されることが懸念されるため、今年度も昨年度に引き続き、構造・築年数よりアスベストが使用されている可能性がある建築物等の解体現場周辺におけるアスベスト濃度調査を実施することとしております。

つきましては、各地方振興局県民環境部に対し、建設リサイクル法に基づく届出書に関する情報提供等に御協力をお願いします。

（事務担当 水・大気環境課 岡田 内線：2 8 1 5）

環保第1321-4号
平成23年1月21日

監理課長 根岸 富士夫 様

環境保全課長 目崎 岳郎

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
に基づく届出の情報提供について（依頼）

日頃より、環境行政の推進についてご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、環境保全課では、吹付けアスベスト等飛散性アスベストの除去等の作業については大気汚染防止法に基づく立入検査を行うとともに、労働安全衛生法を所管する群馬労働局との連携により飛散防止措置の徹底を指導しているところですが、飛散性アスベストのほか非飛散性アスベストに係る解体工事においても早期把握とともに環境への飛散防止措置を徹底する必要があると考えています。

つきましては、建設リサイクル法を所管している貴課におかれましては、趣旨をご理解の上、同法に基づくアスベスト使用建築物の解体に係る届出がございましたら、別紙様式にて当課あてお知らせいただくようお願い致します。

なお、平成17年度に非飛散性アスベストに係る解体工事について同趣旨の依頼を行いました。今回は吹付けアスベスト等飛散性アスベストに加え、非飛散性アスベストについても併せて報告をお願いするものです。また、建設リサイクル法を所管する県内市へも併せて依頼くださいますようお願いいたします。

○送付先等

電子メールで送付ください。

メールアドレス：

事務担当

大気保全係 御園

TEL 027-226-2837

FAX 027-243-7704

(
(

市
土木事務所

課)
係)

年 月 日

建設リサイクル法届出等に関する石綿含有建材情報の報告（情報提供）

番号	受理年月日	届出事業場名 (発注者)	元請事業場名 工事名 所在地 電話番号	工事着手日	備考 (箇所：部材)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
記載例	H23.1.21	労働産業(株)	○×土木(株) △ビル解体工事 前橋市大渡町1-×-× 027-210-00××	H23.2.1	天井裏：吹付石綿 屋根：スレート波板

※石綿は飛散性・非飛散性の別を問わずすべてが対象となります。

※電子メール送信先

群馬労働局労働基準部安全衛生課労働衛生専門官
群馬県環境森林部環境保全課大気保全係

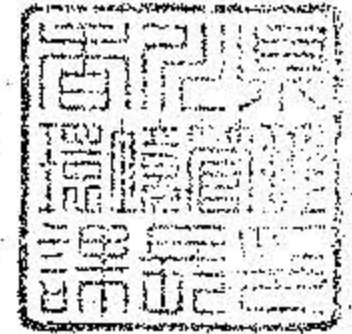
デ ー タ 利 用 承 認 申 請 書			
都市計画総局技術管理課長 様		環境指第 号 平成 24 年 4 月 3 日	
環境局環境保全指導課長			
電子計算機処理に係るデータ保護管理規程第 19 条第 1 項の規定により、 下記のとおり貴所管のデータの利用について承認をお願いします。			
記			
1	事 務 名	『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律』第 10 条第 1 項の規定に基づく 建築物に係る解体工事の届出に係る事務	
2	データ利用の目的・名称	解体作業における石綿含有材料の使用状況の把握	
3	使用データの内容	保護データ (☒ 該当 ☐ 非該当) 工事の概要 (工事の名称、工事の場所、工事の種類及び規模、等) 分別解体等の計画 (建築物の構造、石綿含有材料の使用の有無、等) 等	
4	使用者	環境局環境保全指導課大気環境係の職員	
5	使用場所	環境局環境保全指導課大気環境係	
6	使用期間	平成 2 4 年 4 月 3 日から 平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで	
7	その他		
付加条件その他の留意事項		課長	
上記のとおり、承認します。		平成 第 年 月 号 日	係長
課長 様		係	
		課長	

(注) 太枠の中を複写すること。

20環管第36223号
平成20年11月12日

技術企画課長

環境管理課長



建設リサイクル法に基づく情報の提供について（依頼）

このことについて、建築物等の解体等における石綿（アスベスト）の飛散防止対策を徹底するための行政指導対象を把握するため、建設リサイクル法に基づく石綿に関する情報の提供を、香川労働局と同様（別紙）にお願いします。

別紙

建設リサイクル法に基づく情報の提供について（申し合わせ事項）

平成 20 年 11 月 1 日

香川労働局労働基準部安全衛生課長
香川県土木部技術企画課長
香川県土木部建築課長
高松市都市整備部建築指導課長

香川労働局労働基準部安全衛生課長（以下「甲」という。）と香川県土木部技術企画課長（以下「乙」という。）、香川県土木部建築課長（以下「丙」という。）及び高松市都市整備部建築指導課長（以下「丁」という。）は、建設リサイクル法に基づく石綿（アスベスト）に関する情報の提供について、下記のとおり事務処理要領を定める。

記

- 1 乙、丙及び丁は、建設リサイクル法に基づく届出の内、石綿に関する情報を、甲に対して、随時、提供するものとする。
ただし、大気汚染法に基づく届出及び労働安全衛生法に基づく計画届、作業届が既に届出済みであるもの並びに労働安全衛生法に基づく計画届、作業届の対象とならないと判断できるものについては、情報提供を省略して差し支えない。
- 2 乙、丙及び丁による甲への情報の提供は、建設リサイクル法に基づく届出書 1 枚目、分別解体等の計画等及び工程表を、ファックスにより行うものとする。ただし、緊急の場合は電話により情報提供を行うことができる。
- 3 甲は、提供を受けた情報について、石綿ばく露防止対策を徹底するための行政指導対象を把握するために利用する。

内

新労発基第 554 号

平成 17 年 8 月 19 日

新潟県知事 殿

新潟労働局

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律・大気汚染
防止法に基づく届出に関する情報提供について(依頼)

日頃から労働安全衛生行政の推進に格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国内におきまして過去に石綿含有製品を製造し又は取り扱う作業に従事していた元労働者等に、肺がん・中皮腫等の健康障害が多発し、また、石綿による健康障害が今後とも増加することが懸念されるなど、現在、石綿による健康障害が社会問題となっており、行政の的確な対応が強く求められています。

このような状況に鑑み、当局といたしましても石綿障害予防規則の周知・徹底をはじめ石綿による健康障害を防止するため各種の施策を講じているところでありますが、施策の効果を挙げるためには、石綿に関する業務を所掌する各行政機関が相互に連携してこの問題に取り組むことが必要不可欠と考えております。

つきましては、当局が所管する労働安全衛生法に基づく工事計画届、石綿障害予防規則に基づく作業届、及び、貴機関が所掌する建設リサイクル法・大気汚染防止法に基づく届について、全数の届出履行を図るため、下記により相互協力を図りたく御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 新潟県アスベスト対策推進連絡会議(平成 17 年 7 月 21 日設置・別添 1)における申し合わせにより、各特定行政庁・各土木事務所・各地域振興局・各健康福祉環境事務所(以下「関係行政機関」という。)へ建設リサイクル法・大気汚染防止法に基づく届出(石綿に係るものに限る。)があった場合には、管轄を一にする労働基準監督署(以下「署」という。)あて情報提供していただきたいこと。
- 2 一方、当局管下各署へ石綿に係る計画届出又は作業届出があった場合には、各署より同様に関係行政機関へ情報提供すること。
- 3 情報提供の方法については、各署及び関係行政機関への届出の表紙(表紙のみでは工事の概要等最低必要な情報が網羅されていない場合は、その部分が記載されている項も含める。)の FAX 送信によること。(別添 2)



新労発基第 554 号

平成 17 年 8 月 19 日

新潟市長 殿

新潟労働局長

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律・大気汚染
防止法に基づく届出に関する情報提供について(依頼)

日頃から労働安全衛生行政の推進に格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国内におきまして過去に石綿含有製品を製造し又は取り扱う作業に従事していた元労働者等に、肺がん・中皮腫等の健康障害が多発し、また、石綿による健康障害が今後とも増加することが懸念されるなど、現在、石綿による健康障害が社会問題となっており、行政の的確な対応が強く求められております。

このような状況に鑑み、当局といたしましても石綿障害予防規則の周知・徹底をはじめ石綿による健康障害を防止するため各種の施策を講じているところでありますが、施策の効果を挙げるためには、石綿に関する業務を所掌する各行政機関が相互に連携してこの問題に取り組むことが必要不可欠と考えております。

つきましては、当局が所管する労働安全衛生法に基づく工事計画届、石綿障害予防規則に基づく作業届、及び、貴機関が所掌する建設リサイクル法・大気汚染防止法に基づく届について、全数の届出履行を図るため、下記により相互協力を図りたく御協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 1 新潟県アスベスト対策推進連絡会議(平成 17 年 7 月 21 日設置・別添 1)における申し合わせにより、各特定行政庁・各土木事務所・各地域振興局・各健康福祉環境事務所(以下「関係行政機関」という。)へ建設リサイクル法・大気汚染防止法に基づく届出(石綿に係るものに限る。)があった場合には、管轄を一にする労働基準監督署(以下「署」という。)あて情報提供していただきたいこと。
- 2 一方、当局管下各署へ石綿に係る計画届出又は作業届出があった場合には、各署より同様に貴機関へ情報提供すること。
- 3 情報提供の方法については、各署及び関係行政機関への届出の表紙(表紙のみでは工事の概要等最低必要な情報が網羅されていない場合は、その部分が記載されている項も含める。)の FAX 送信によること。(別添 2)

新潟県アスベスト対策推進連絡会議設置要綱

(目 的)

- 第1条 アスベストによる被害の防止について、関係機関が連携し適切に取り組むため、「新潟県アスベスト対策推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置する。

(構成員)

- 第2条 連絡会議の構成は別表のとおりとし、必要により構成員以外の者のオブザーバー参加を求めることができるものとする。

(業 務)

- 第3条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。
- (1) アスベストによる環境汚染防止に関する事項
 - (2) アスベストによる県民の健康被害の防止に関する事項
 - (3) アスベストに関する情報の収集及び提供に関する事項
 - (4) その他必要な事項

(会 議)

- 第4条 連絡会議は、新潟県県民生活・環境部環境対策課長が主宰し、招集する。

(事務局)

- 第5条 事務局は、新潟県県民生活・環境部環境対策課に置く。

(その他)

- 第6条 この要綱に定めるものの他、連絡会議の運営に関し必要な事項は、その都度協議し、定める。

(附 則)

この要綱は平成17年7月21日から施行する。

別 表

厚生労働省	新潟労働局労働基準部安全衛生課長
環境省	北越地区環境対策調査官事務所長
新潟県	総務部管財課長
	県民生活・環境部環境対策課長
	県民生活・環境部廃棄物対策課長
	福祉保健部福祉保健課長
	福祉保健部健康対策課長
	福祉保健部生活衛生課長
	産業労働部労政雇用課長
	土木部技術管理課長
	土木部都市局建築住宅課長
	病院局業務課長
	教育庁財務課長
	警察本部装備施設課長

滋賀県における建築物解体等に係る石綿の飛散防止・ばく露防止に関する協定

滋賀労働局長（以下「甲」という。）と滋賀県知事（以下「乙」という。）は、飛散性の高い石綿建材が用いられた建築物等の解体工事（以下「石綿解体工事」という。）に伴う労働者の危険の防止および周辺環境への石綿の飛散防止の徹底を図るため、甲の有する労働安全衛生法に基づく届出情報を乙に提供するとともに、乙の有する大気汚染防止法および建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく届出情報を甲に提供することについて次のとおり協定を結ぶものとする。

記

（目的）

第1条 この協定は滋賀県内における飛散性の高い石綿建材が用いられた建築物及び工作物の解体工事に伴う石綿の飛散防止・ばく露防止対策の徹底を図ることによって、県民の健康に係る安全・安心な生活を守ることを目的とする。

（情報提供）

第2条 甲は、別表に定める県内の各労働基準監督署の管轄区域において、労働安全衛生法による届出情報のうち別途定める情報を乙に対し提供するものとする。

2 乙は、別表に定める滋賀県各機関の管轄区域において、大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出情報および建設リサイクル法に基づく届出情報のうち、石綿付着物等にかかる届出情報を得た場合には、当該届出情報のうち別途定める情報を甲に対し提供するものとする。

（情報提供の方法）

第3条 前条の規定により甲から乙、乙から甲への情報提供の方法は、連絡票を作成し、ファクスにより行うものとする。但し、緊急の場合は電話又は電子メールにより情報提供を行うことができるものとする。

2 甲から乙、乙から甲への情報提供先については、提供情報にかかる区域に応じ、別表の管轄区分に従って行うものとする。

(石綿の飛散防止・ばく露防止対策)

第4条 甲および乙は、前2条の規定により提供を受けた情報を活用して、石綿の飛散防止・ばく露防止のための連携した取組を進めるものとする。

(目的外利用の禁止)

第5条 甲および乙は、それぞれ相手方から提供を受けた情報について、目的以外の利用は行わないものとする。

(その他)

第6条 この協定にない事項またはこの協定に定める事項に疑義が生じた場合には、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第7条 この協定の効力は平成17年9月22日から平成18年3月31日までとする。また、甲、乙双方が同意した場合は効力期間の延長を行うことができるものとし、協定期間満了の1ヶ月前までにその旨を文書で相手方に伝えるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年 9月22日

甲 滋賀県大津市御幸町6番6号
滋賀労働局長 辻田

乙 滋賀県大津市京町4丁目1番
滋賀県知事 國松 善

別 表

区 域	労働基準監督署	滋賀県各機関 (大気汚染防止法担当)
滋賀郡	大津労働基準監督署	滋賀県琵琶湖環境部環境管理課
高島市		高島県事務所環境森林整備課
草津市、守山市、栗東市、野洲市		南部振興局環境森林整備課
甲賀市、湖南市	東近江労働基準監督署	甲賀県事務所環境課
近江八幡市、東近江市（旧湖東町、愛東町の区域を除く）、蒲生郡、神崎郡		東近江地域振興局環境課
東近江市（旧湖東町、愛東町の区域）	彦根労働基準監督署	
彦根市、愛知郡、犬上郡		湖東地域振興局環境課
長浜市、米原市、坂田郡、東浅井郡、伊香郡	長浜労働基準監督署	湖北地域振興局環境課

FAX 送信票 (石綿にかかる解体工事等の届出情報)

平成 年 月 日

(あて先)



(発信元)



(あて先)

石綿にかかる解体等工事にかかる届出情報の提供について (送付)

標記のことについて、下記のとおり該当する届出がありましたので情報提供いたします。

記

1	届出者	
2	工事の場所	
3	工事名	
4	発注者	
5	工事の規模	・ のべ床面積 m^3 ・ 吹付け石綿の面積 m^3
6	全工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
7	工事の種類	①解体工事 ②補修、改修工事 (除去・囲い込み・封じ込め)
8	対象石綿材料の種類	①吹付け石綿 ②断熱材、保温材 ③その他 []
9	石綿の飛散等に対する措置の概要	
10	石綿作業着手予定日	平成 年 月 日
11	石綿作業完了予定日	平成 年 月 日
12	石綿廃棄物処分先	
13	事業者連絡先 (現場責任者など)	TEL :
14	各法制度の届出状況 (届出者に確認できた場合のみ)	労働安全衛生法・石綿則 (該当なし・届け済み・届出予定) 大気汚染防止法 (該当なし・届け済み・届出予定) 建設リサイクル法 (該当なし・届け済み・届出予定)
15	参考事項など	

注) 各法令の届出情報に基づき、可能な範囲で記入。(該当なし、不明等の場合は空欄で可。)

「滋賀県における建築物解体等に係る石綿の飛散防止・ばく露防止に関する協定」に係る情報の提供に関する覚書

滋賀労働局（以下、「甲」という。）と滋賀県（以下、「乙」という。）は、「滋賀県における建築物解体等に係る石綿の飛散防止・ばく露防止に関する協定」に基づき相互に届出情報の提供を行うにあたり、守秘義務との関係、及び、当該情報に係る個人情報および情報公開の取扱いについて、次のとおり覚書を交換する。

記

（守秘義務との関係）

- 第1条 「滋賀県における建築物解体等に係る石綿の飛散防止・ばく露防止に関する協定」（以下、「協定」という。）に基づく情報提供は、「県民の健康に係る安全・安心な生活を守ること」（協定第1条）を目的としており、人の生命、健康、生活を保護するために必要であると認められることから、国家公務員法第100条第1項および地方公務員法第34条に抵触しないものと判断する。
- 2 甲および乙は、提供された情報について、各々が所掌する法令の定める事務又は事務の遂行に必要な限度で適切かつ健全に活用することとする。

（個人情報を含む届出情報の提供）

- 第2条 甲および乙は、協定に基づき提供しようとする届出情報に、個人情報が含まれる場合には、協定第1条、第4条および第5条に定める利用目的と利用範囲が明確であり、保有個人情報の提供を受ける者が、その所掌する事務または業務の遂行に必要な限度で提供された個人情報を利用し、かつ当該個人情報を利用することについて相当な理由がある場合であることから、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項の規定および滋賀県個人情報保護条例第8条第1項但し書きに該当するものと判断し、該当する当該個人情報を含む届出情報の提供が可能であるものとする。
- 2 前項に規定する届出情報に係る個人情報とは、当該届出情報の届出者が個人である場合の届出者名および事業者連絡先の現場責任者名等、特定の個人を識別することができる情報をいうものとする。

（提供を受けた文書等の取扱い）

- 第3条 甲および乙は、協定に基づきFAX等により情報提供を受けた場合は、当該情報を台帳に転記するものとし、転記後、速やかに受信したFAX送信票を廃棄するものとする。

(提供を受けた情報に係る公文書公開請求の取扱い)

第4条 前条において作成した台帳は、甲においては情報公開法に定める「行政文書」、乙においては、滋賀県情報公開条例に定める「公文書」として管理する。

2 甲および乙は、各々、相手方から提供を受けた情報に係る公文書公開請求について事前相談を受けた場合および公文書公開請求を受けた場合には、速やかに情報提供元に対し、当該公文書公開請求の内容（公開請求者に関する情報は除く。）等について連絡・調整するものとする。

(その他)

第5条 この覚書にない事項またはこの覚書に定める事項に疑義が生じた場合には、甲、乙協議して定めるものとする。

(覚書の効力)

第6条 この覚書は、平成17年9月22日から有効であるとし、協定の効力が消滅した時点で効力を失するものとする。

この覚書の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年9月22日

甲 滋賀県大津市御幸町6番

滋賀労働局労働基準部長

乙 滋賀県大津市京町4丁目

滋賀県琵琶湖環境部

滋賀県土木交通部

滋賀県における建築物解体等に係る石綿の飛散防止・ばく露防止に関する協定の一部改正について（覚書）

滋賀労働局長（以下「甲」という。）と滋賀県知事（以下「乙」という。）は、滋賀県における建築物解体等に係る石綿の飛散防止・ばく露防止に関する協定（平成 17 年 9 月 22 日締結）第 6 条に基づき、甲、乙協議により下記のとおり別表を改正する。

記

別 表

区 域	労働基準監督署	滋賀県各機関 (大気汚染防止法担当)
高島市	大津労働基準監督署	高島環境・総合事務所環境課
草津市、守山市、栗東市、 野洲市		南部環境・総合事務所環境課
甲賀市、湖南市	東近江労働基準監督署	甲賀環境・総合事務所環境課
近江八幡市、東近江市、 安土町、日野町、竜王町		東近江環境・総合事務所環境課
彦根市、愛荘町、豊郷町、 甲良町、多賀町	彦根労働基準監督署	湖東環境・総合事務所環境課
長浜市、米原市、虎姫町、 湖北町、高月町、木之本町、 余呉町、西浅井町		湖北環境・総合事務所環境課

この覚書の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 21 年 11 月 19 日

甲 滋賀県大津市御幸町 6 番 6 号
滋賀労働局長 齋藤文昭

乙 滋賀県大津市京町 4 丁目 1 番 1 号
滋賀県知事 嘉田 由紀

岡山労働基準監督署と岡山市による石綿除去工事等に係る対応指針

岡山労働基準監督署（以下「署」という。）と岡山市（以下「市」という。）は、石綿が使用されている建築物等の解体工事等の諸問題について次のとおり対応するものとする。

1 情報提供

署と市にそれぞれ提出された解体工事等に係る届出について、次のとおり互いに情報提供を行う。

（1）情報提供の対象となる届出等

ア 署が所掌する届出

労働安全衛生法第 88 条第 4 項（労働安全衛生規則第 90 条第 5 号の 2）に基づく届出（以下「計画届」という。）

イ 市が所掌する届出

（a）建築指導課が所掌する届出

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条第 1 項に基づく届出のうち木造以外のもの（以下「建設工事に係る届出」という。）

（b）環境保全課が所掌する届出

大気汚染防止法第 18 条の 15 に基づく届出（以下「実施届」という。）

（2）提供する情報の内容

情報の提供は、工事業者から計画届、建設工事に係る届出又は実施届が署又は市の担当部署（以下「担当部署」という。）に提出された際に必要事項を電子メール又は F A X 等にて通知すること。ただし、必要事項以外の届出内容についての情報が必要な場合は電話等により協議の上、提供することとする。

（3）情報提供の方法

ア 署から市への情報提供

届出内容を確認後、計画届を取りまとめて定期的に市に通知する。

イ 市から署への情報提供

届出内容を確認後、建設工事に係る届出についてはその都度、速やかに通知する。また、実施届については取りまとめて定期的に通知する。

ウ. 市の担当部署間の情報提供

市建築指導課と市環境保全課は相互に適切に情報提供を行うこと。

2 合同立入調査等の実施について

(1) 合同立入等の実施

ア 署と市は必要に応じて合同立入等を実施する。

イ 上記の手順は、署が計画届を受理後又は市が各届出を受理後、工事業者に養生が完了する日を事前に連絡するよう依頼し、日時が確定した後、署と市は早急に合同立入を実施することとする。

ウ 合同立入等を実施する職員は安全衛生確保のために、石綿が飛散する場所に立入る場合は、呼吸用保護具等を使用する。

(2) 協議

署と市は、合同立入等の実施に当たって次の事項を事前に調整する。

① 合同立入等の実施の可否

② 実施日時（集合場所及び時間）

③ 実施する職員の職名・氏名、署及び市の実施責任者

④ 合同立入等の手順

⑤ その他必要な事項

なお、必要に応じて、合同立入等の実施後に双方の指摘事項、行政措置及び文書交付予定等について、差し支えない範囲で情報交換する。

3 通報等に関する対応について

(1) 情報の共有

市民、事業者等から寄せられた石綿飛散等に対する苦情など、石綿に関する通報等があった場合は署と市は情報交換する。

通報等を受け付けた担当部署は、次の内容を申立人から聴取し、他の各担当部署に速やかに連絡する。

① 受付年月日、時間

② 発生源の詳細（名称、所在地、工事業者、用途地域等）

③ 申立の趣旨等

(2) 現地調査

署と市は、相互に得た情報に基づき、現地調査を実施するなど所管する法・規則に基づき適切に対応する。また、必要に応じ合同立入を実施する。

(3) 結果報告

署と市は、現地調査等の対応した結果を他の担当部署に報告する。

4 施行日

本指針は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

徳島県における石綿含有建材を有する建築物解体等工事に係る連携実施要領

本要領は、徳島県下において実施される石綿含有建材が使用されている建築物等の解体等作業（以下「解体工事等」という。）により、作業現場の労働者及びその周辺地域住民の石綿（アスベスト）粉じんばく露を防止するため、徳島労働局（以下「局」という。）が、徳島県（以下「県」という。）、徳島市（以下「市」という。）と互いの情報を共有するため、次のとおりその要領を定める。

1. 情報提供について

当面の間、局・各労働基準監督署（以下「署」という。）、県、市に提出された解体工事等の届出等については、次のとおり情報提供を行う（【 】内は情報提供を担当する部署を表す）。

(1) 情報提供の対象とする届出等

①局・署が所掌する届出【労働局／労働基準部安全衛生課】

(ア) 安全衛生法第88条第4項（石綿除去）に基づく計画届

(イ) 石綿障害予防規則第5条に基づく作業届

②県が所掌する届出等

(ア) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく解体工事等の内、石綿等（アスベスト）が付着又は含有される解体等の届

【県／県土整備部建設管理課、東部県土整備局（徳島庁舎・鳴門庁舎・吉野川庁舎）、南部総合県民局（阿南庁舎）、西部総合県民局（美馬庁舎・三好庁舎）】（ただし、徳島市所掌分を除く。）

(イ) 大気汚染防止法第18条の15に基づく届出書

【県／県民環境部環境総局環境管理課、南部総合県民局、西部総合県民局】

(ウ) 解体工事業登録《新規分》【県／県土整備部建設管理課】

③市が所掌する届出等

建設リサイクル法に基づく解体工事等の内、石綿等（アスベスト）が付着又は含有される解体等の届【市／都市整備部建築課】

④民間建築物調査結果《新規分》

【県／県土整備部建築開発指導課、市／都市整備部建築課】

県及び市が実施した「民間建築物における吹き付けアスベストに関する調査」の結果、石綿等（アスベスト）の付着又は含有が確認されたもの。

(2) 情報提供の方法について

局、県及び市の各情報提供担当部署は、事業者から入手した上記（1）の情報について内容を確認した後、次により提供する。

㊦ (1)①に係る情報については「別紙1」による。

㊧ (1)②の(ア)及び(1)③に係る情報については「別紙2」による。

㊨ (1)②の(イ)に係る情報については「別紙3」による。

㊦ (1)②の(ウ)に係る情報については「別紙4」による。

㊧ (1)④に係る情報については「別紙5」による。

2. 個人情報の管理について

(1) 提供された個人情報については、石綿による健康障害を予防するため、作業方法・作業環境・関係施設等の改善及び健康管理その他必要な措置を講ずるために限定して利用するものとする。

(2) 解体工事等に関する届に記載された個人情報については、情報提供元及び情報提供先双方で記録を残し、目的外に利用しないよう適正に管理する。

3. 合同調査等について

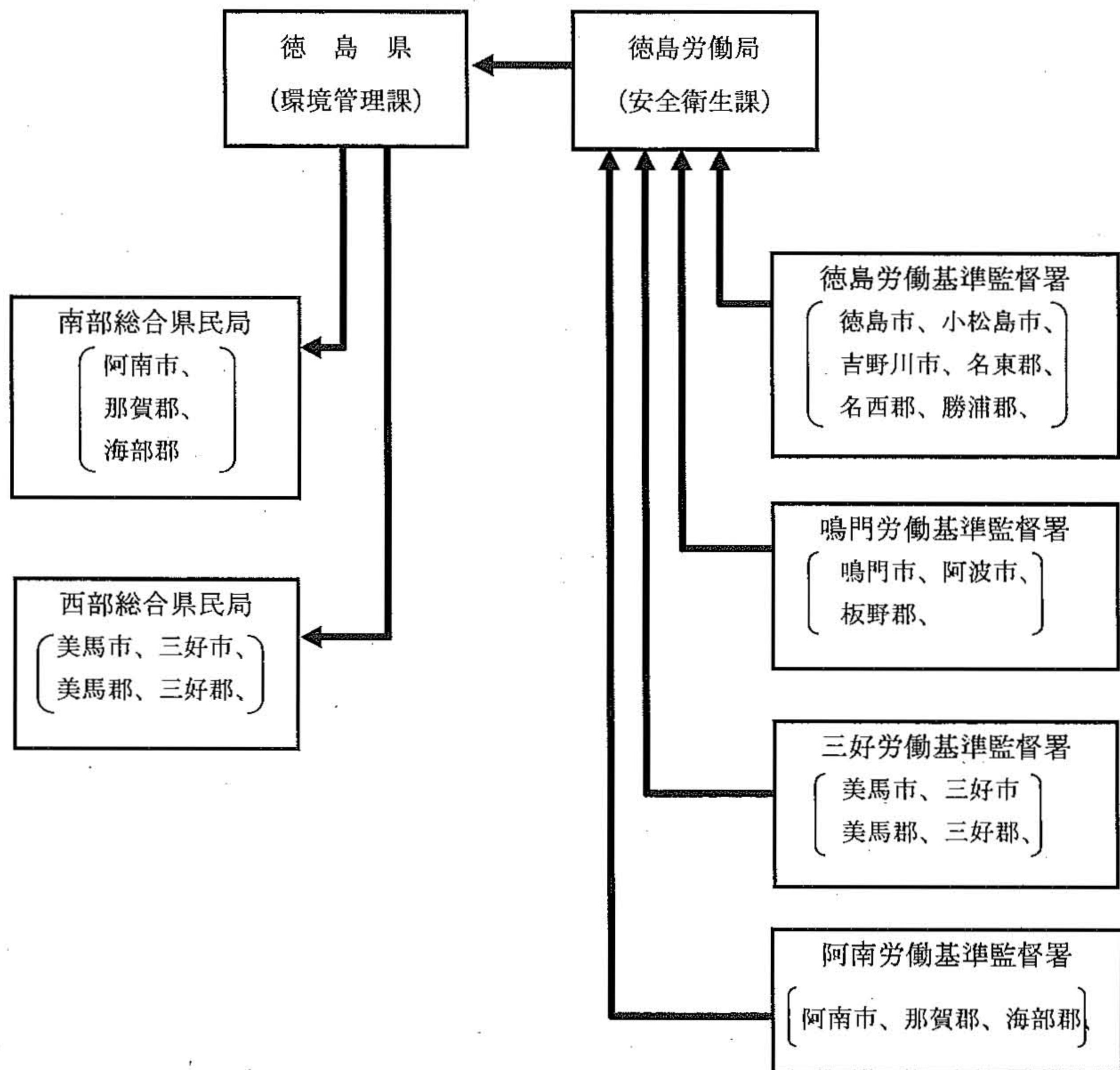
(1) 局・署、県及び、市は必要に応じ、解体工事等に関して合同で立ち入り調査を実施する。

(2) 本要領に関し、必要が生じた場合は、相互協議を実施する。

4. 施行日について

本要領は、平成22年9月1日から施行する。

安全衛生法第88条第4項（石綿除去）に基づく計画届
及び石綿障害予防規則第5条に基づく作業届情報

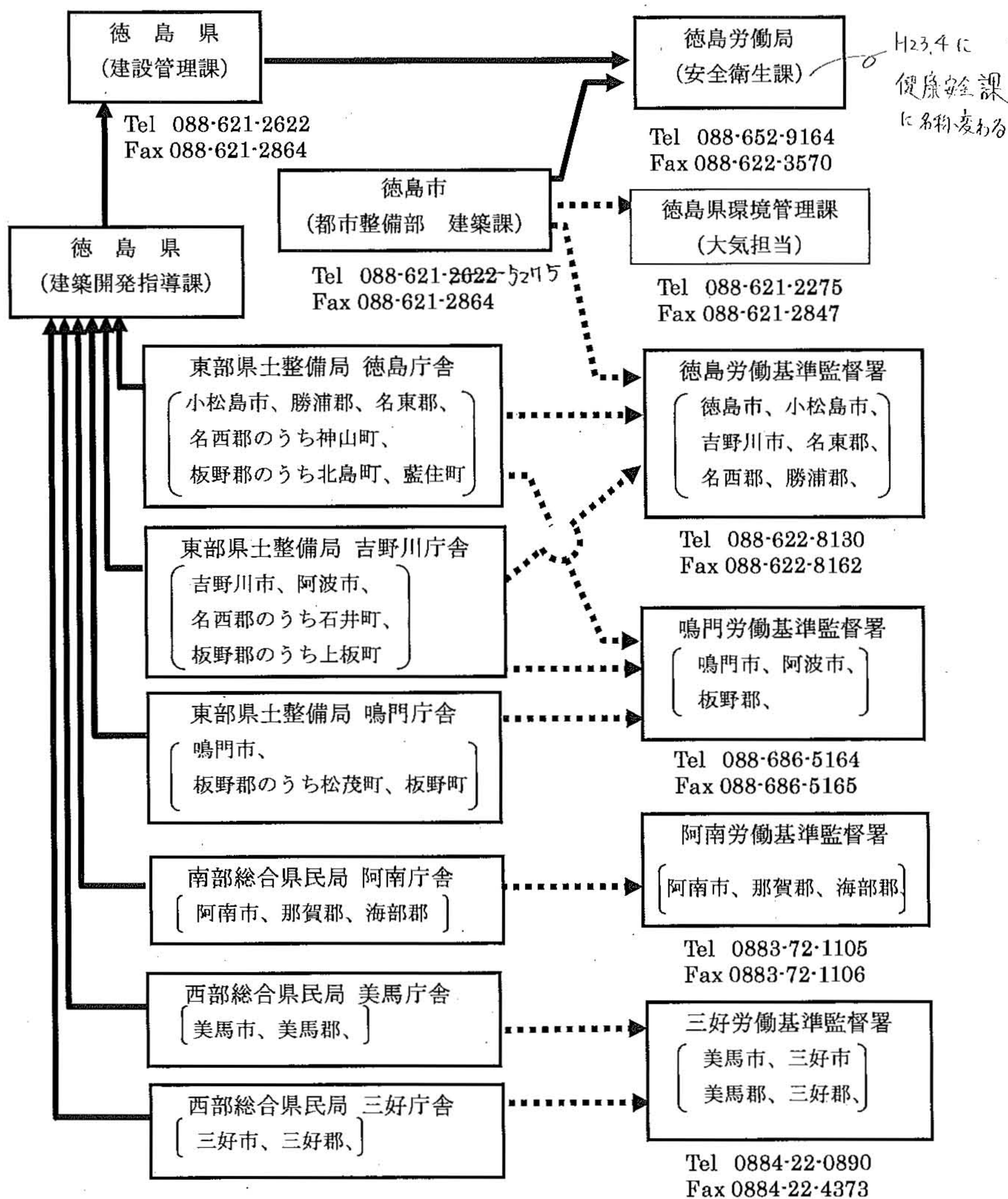


※1 () 内は管轄区域。

※2 情報は工期に留意の上、速やかに送付する。

別紙 2

建設リサイクル法に基づく解体等工事のうち、
石綿等（アスベスト）が付着又は含有される届

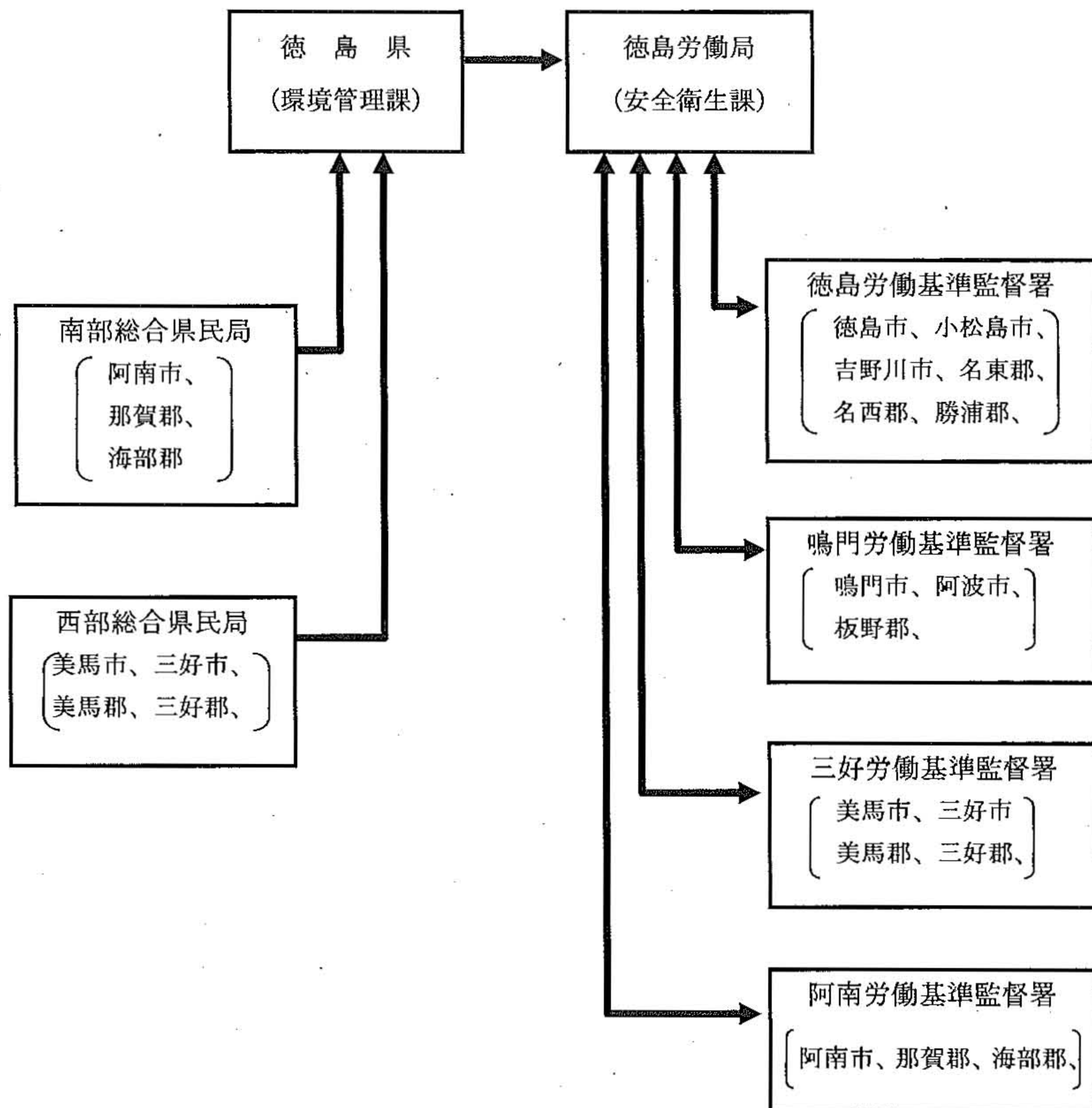


※1 [] 内は、管轄区域。

※2 は、解体工事届出書及び別表(1～3のうち該当するもの)の写し等を速やかに送付する。

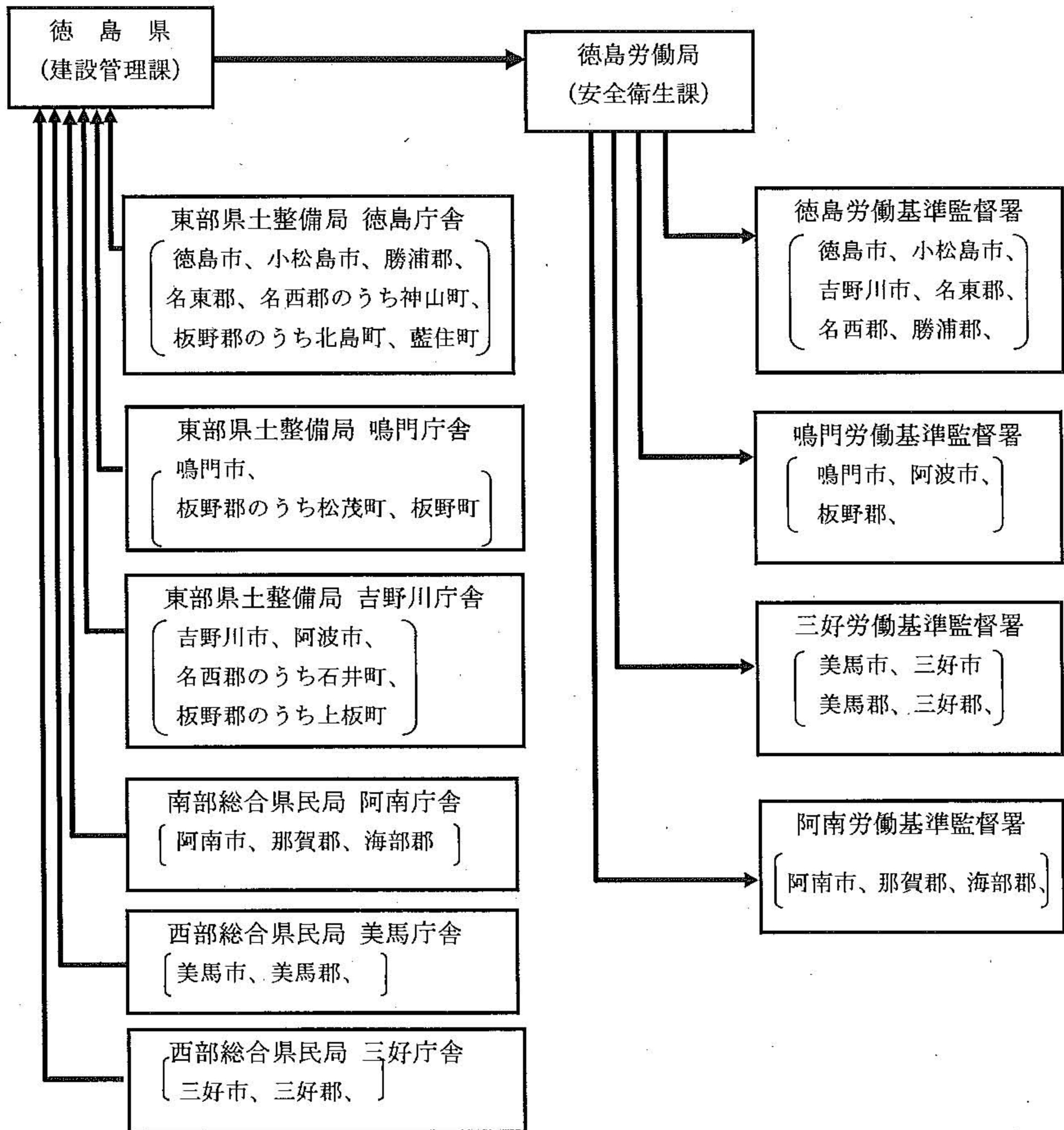
※3 —→ は、※2を取りまとめ、情報提供する。

大気汚染防止法に基づく届出情報



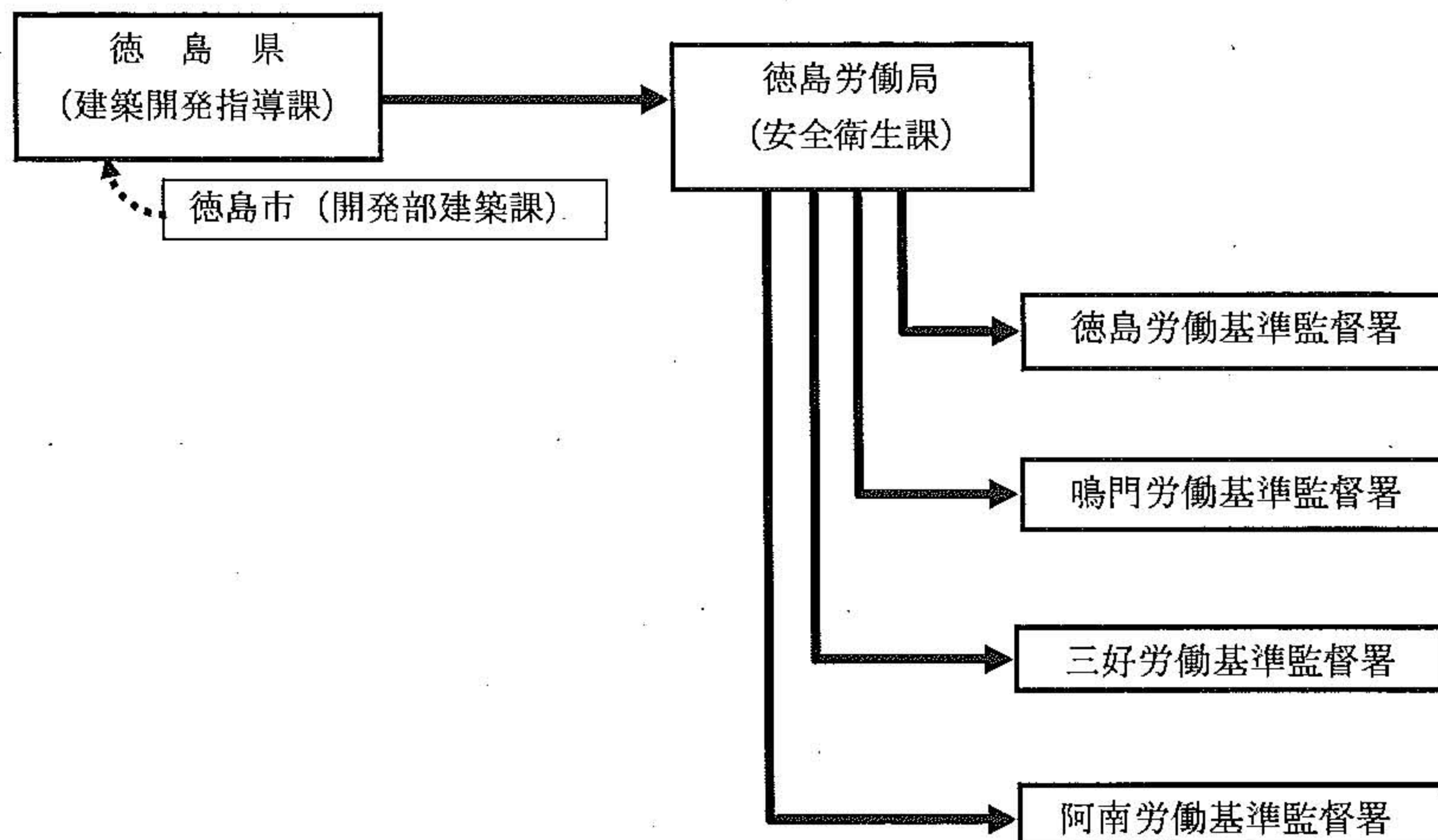
※〔 〕内は管轄区域。

解体工事業登録情報《新規分》



※〔 〕内は管轄区域。

「民間建築物における吹き付けアスベストに関する調査結果情報」
のうち、石綿等（アスベスト）の付着又は含有が確認されたもの



分別解体等の計画等

建築物の構造		☐ 木造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他()		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数__年、棟数__棟 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約__m その他()		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容 【石綿関係の記載】 ①特定建設資材に付着している場合 → ②特定建設資材に付着していない場合 →	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所		作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他()	
	搬出経路		障害物 ☐ 有() ☐ 無 前面道路の幅員 約__m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他()	
	残存物品		☐ 有 () ☐ 無	
	特定建設資材への付着物	石綿	☐ 有 ☐ 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿吹付けロックウール等) ☐ 無 ☐ 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル等)	☐ 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) ☐ 飛散性石綿の適正処理の実施 ☐ 非飛散性石綿の適正処理の実施
		その他	☐ 有 () ☐ 無 ()	
	その他	石綿	☐ 有 ☐ 飛散性石綿【吹付け】(鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹付けられた石綿) ☐ 飛散性石綿【吹付けではない】(石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等) ☐ 無 ☐ 非飛散性石綿(スレートボード等)	☐ 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) ☐ 飛散性石綿の適正処理の実施 ☐ 非飛散性石綿の適正処理の実施(※事前措置が必要な場合)
その他				
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等		建築設備・内装材等の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材		屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分		外装材・上部構造部分の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他()		その他の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		☐ 上の工程における①→②→③→④の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()		
☐ 内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し ☐ 可 ☐ 不可 不可の場合の理由()		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)
		☐ コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
		☐ アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
		☐ 建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

記入例(新様式)

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造		☒ 木造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他()		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 <u>30</u> 年、棟数 <u>1</u> 棟 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 ☒ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約 <u>1</u> m その他(<u>住宅密集地</u>)		
建築物に関する調査の結果及び 工事着手前に実施する措置の内容 【石綿関係の記載】 ①特定建設資材に付着している場合 → ②特定建設資材に付着していない場合 →	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所		作業場所 ☐ 十分 ☒ 不十分 その他(<u>隣地の使用を要する</u>)	<u>隣地使用の承諾済</u> <u>道路使用許可済</u>
	搬出経路		障害物 ☐ 有() ☒ 無 前面道路の幅員 約 <u>4</u> m 通学路 ☒ 有 ☐ 無 その他(<u>大型車交通不可</u>)	<u>交通整理員の常駐</u> <u>2トラックで搬出</u>
	残存物品		☒ 有 (<u>エアコン</u>) ☐ 無	<u>工事施工までに搬出する</u>
	特定建設資材への付着物	石綿	☒ 有 ☐ 無 ☒ 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿吹付けロックウール等) ☐ 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル等)	☒ 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) ☒ 飛散性石綿の適正処理の実施 ☐ 非飛散性石綿の適正処理の実施
		その他	☒ 有 ☐ 無 (<u>吹付けロックウール</u>)	<u>適正処理の実施</u>
	その他	石綿	☒ 有 ☐ 無 ☐ 飛散性石綿(吹付け)(鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹付けられた石綿) ☐ 飛散性石綿(吹付けではない)(石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等) ☒ 非飛散性石綿(スレートボード等)	☐ 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) ☐ 飛散性石綿の適正処理の実施 ☒ 非飛散性石綿の適正処理の実施(※事前措置が必要な場合)
その他		<u>有害物質有り(冷凍機冷媒フロン)</u> <u>フロン類を回収済み</u> <u>近隣対策済み(説明会を開催)</u>		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等		建築設備・内装材等の取り外し ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材		屋根ふき材の取り外し ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分		外装材・上部構造部分の取り壊し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの取り壊し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他()		その他の取り壊し ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		☒ 上の工程における①→②→③→④の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()		
☒ 内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し ☐ 可 ☒ 不可 不可の場合の理由(<u>建築物の構造上、取り外しができないため</u>)		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		<u>40</u> トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの 量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)
		☒ コンクリート塊	<u>25</u> トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☒ ④ ☐ ⑤
		☐ アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
		☒ 建設発生木材	<u>10</u> トン	☒ ① ☒ ② ☒ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

● 特定建設作業実施届出 確認票

〔※各項目をチェックしたうえで受理し、届出書と一緒に保管しておく〕

受
付
者

Yes	No	チェック項目
☐	☐	「届出書表紙」に社印又は代表者印が押してあるか？
☐	☐	作業開始の8日前までの届出か？（届出日から作業開始日まで中7日空いているか？） ※遅れている場合は「遅延理由書」を提出してもらう（ ☐ 遅延理由書・後日提出予定）
☐	☐	届出書（1，2ページ）に記入漏れがないか？ ※該当箇所のみ
☐	☐	日曜・その他休日の作業をしていないか？夜間の作業をしていないか？ ※特別な事情で日曜・その他休日、夜間に作業を行う場合 ①道路使用・占用等の許可をとって行う工事→道路使用許可証（又は道路占用許可証）の写し（許可内容に夜間または日曜・休日に行う旨の条件を明記） ②その他の工事→周辺自治会の同意書の写し
☐	☐	騒音等の防止の方法欄に記入しているか？
☐	☐	公共事業の場合、発注者欄に担当課が記入されているか？
☐	☐	工事工程表が添付されているか？
☐	☐	工事工程表に、使用する機械の名称、型式、仕様等が記載されているか？ 低騒音型は⇒⑩
☐	☐	現場付近の地図（住宅地図）が添付されているか？ 分りにくいとき⇒住宅地図で確認
☐	☐	工事の土地面積は、3000㎡（運動会のトラック程度）以上か？ →水質係に届出を回覧 道路工事の場合も、土壌汚染防止法のお知らせを見てもらうこと
☐	☐	作業についての周辺住民等へ説明は行っているか？ →行っていない場合は、行うことを勧める（解体工事の場合は特に）⇒ / 頃予定 →行っている場合は、届出書2ページの備考欄に説明の内容 （いつ？ どんな方法で？ どの家・地区に？）を記載してもらう。
☐	☐	解体若しくは改修工事であるか？

※記入漏れがあれば記入してもらう。添付資料がない場合は提出を指示する。

解体・改修工事の場合

延べ床面積は？		_____㎡	アスベストがなくても1,000㎡以上は 県条例届出が必要
飛散性アスベスト（質量で0.1%を超えるもの）はありますか？ ※平成元年以降の建物でも要注意！			
☐ ない	確認方法は？ ☐ 目視 ☐ 設計図書 ☐ 分析 ☐ 商品名 ☐ その他（ ） 【注意】壁、天井、柱、はり、屋根裏、外壁、機械室等を使用されている場合が多い！ 【注意】ロックウールでもアスベストが0.1重量%超含まれていることがあるので注意！ 【注意】分析では6種類のアスベストを調査する必要がある！ （アクリライト、アモライト、アンソライト、クリソイル、クロソライト、トリモライト）		
	種類は？	☐ 吹付け石綿 ☐ 石綿含有断熱材 ☐ 石綿含有保温材 ☐ 石綿含有耐火被覆材	
☐ ある	届出はしましたか？	☐ 大気汚染防止法(特定粉じん排出等作業実施届) (□届出を指示)	
		☐ 県条例※石綿に触れずに作業を行なう場合(特定工作物解体等工事实施届) (□届出を指示)	
		☐ 労基署への届出（労働安全衛生法、石綿障害予防規則） (□届出を指示)	
非飛散性アスベスト建材（質量で0.1%を超えるもの）はありますか？			
☐ ない	確認方法は？	☐ 目視 ☐ 設計図書 ☐ 分析 ☐ 商品名 ☐ その他（ ）	
☐ ある	種類は？	☐ カラーベスト ☐ サイディングボード ☐ ビニール床タイル	
		☐ 石綿スレート ☐ 石綿セメント ☐ けい酸カルシウム板（※天井、壁に使用されるもの）	
		☐ その他（ ）	
届出はしましたか？		※解体面積が80㎡以上の場合のみ届出が必要	☐ 特定工作物解体等工事实施届 (□届出を指示)
			☐ 建設リサイクル法の届出（□開発審査課への届出を指示）

※建築物の新築・増築工事において、延べ床面積500㎡以上は建設リサイクル法の届出が必要となる。